

令和5年度(2023)「環境アセスメント士」認定資格試験問題

< 共通科目Ⅱ-1: 共通基礎 > (択一式)

< 共通科目Ⅱ-2: 管理技術、技術者倫理 > (択一式)

(問題解答上の注意事項)

- 「共通科目Ⅱ-1:共通基礎」の問題は、Ⅱ-1-1 からⅡ-1-20 までの20問があります。
「共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理」の問題は、Ⅱ-2-21 からⅡ-2-30 までの10問があります。合計で30問となっています。30問全てにお答えください。

※ 解答欄は、40までありますが、31から40までは使用しませんので、注意して下さい。

- 問題(5者択一式)の解答は、問題末尾番号(例えばⅡ-1-5では、末尾の5)に従って、解答用紙の解答番号に該当する欄に、1つだけ解答マークをしてください。

(複数マークの場合は、採点対象になりませんので注意して下さい)

- 試験時間は、15時15分～16時45分の、1時間30分です。

- ・ 15時45分までは、退出できません。
- ・ 15時45分以降は、退出できます。

退出する場合は、解答用紙を前方においてある回収箱に入れ、静かに退出して下さい。

一度退出したら、再入室はできません。

- ・ 16時40分以降は、退出はできません。時間まで静かにお待ちください。
- ・ 16時45分に、試験は終了します。

解答用紙を回収箱に入れ、退出して下さい。

- 試験問題は、お持ち帰り下さい。

- 解答を始める前に

- ・ 解答用紙に、氏名をお書き下さい。
- ・ 解答用紙に、選択した試験部門に○を付けてください。
- ・ 解答用紙に、受験番号を記入して下さい。
- ・ 解答用紙に、受験地の該当する会場に○を付けて下さい。

※ 指示があるまで、問題用紙を開かないで下さい。

< 共通科目Ⅱ-1:共通基礎 >

Ⅱ-1-01 昭和 59(1984)年に決定された閣議アセスと、平成 9(1997)年に成立した「環境影響評価法」との相違に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 環境影響評価の対象事業は、閣議アセスでは 11 種類であったのに対して、「環境影響評価法」では発電所、廃棄物最終処分場等が追加されて 13 種類となるとともに、一部の上位計画も対象に加えられた。
- ② 閣議アセスと、「環境影響評価法」のいずれにおいても環境大臣（閣議アセス当時は環境庁長官）の関与が認められていた点では共通するが、前者では主務大臣から求められた場合にのみ環境大臣は意見を述べることができたのに対して、後者では環境大臣が必要に応じて自らの意思で主務大臣に対し意見を述べるができることとなった。
- ③ 環境影響評価結果の許認可等への反映について、閣議アセスと、「環境影響評価法」のいずれにおいても行政庁以外の第三者機関の関与を規定していない点では共通するが、前者では許認可等に係る法律の規定に反しない限度で主務大臣は環境について適正な配慮がなされているかを審査し、その結果に配慮することとされていたのに対して、後者では許認可等に係る法律の規定にかかわらず、主務大臣は環境保全と許認可等の基準に関する審査結果を合わせて判断することとされた。
- ④ 閣議アセスと、「環境影響評価法」のいずれにおいても、住民等による参加の機会を準備書段階から設けていた点では共通するが、前者では意見提出できる者の範囲が地域住民のみに限定されていたのに対して、後者ではこの地域限定が撤廃され『環境保全の見地から意見を有する者』であれば意見提出ができることとなった。
- ⑤ 環境影響評価の対象となる環境要素は、閣議アセスでは公害の防止に係る7要素と自然環境保全に係る5要素であったのに対して、「環境影響評価法」では公害と自然という区分にとらわれない、生物多様性や人と自然との触れ合いに係るものも含む、より広範な要素を環境の範囲として捉えることとした。

Ⅱ-1-02 「環境影響評価法」における複数案の設定に関する考え方の次の記述のうち、ゼロオプションに当たるものを選びなさい。

- ① 1つの計画案
- ② 1つの計画案と位置等の異なる案
- ③ 1つの計画案と異なる法対象事業種で、事業目的を達成する案
- ④ 環境影響評価法の対象規模要件未満の案
- ⑤ 現実的である場合に限り、法対象事業種の事業を実施しない案

Ⅱ-1-03 第五次環境基本計画の一文である次の記述の、 ～ に入る語句として最も不適切なものを選びなさい。

「環境影響評価法」だけでなく、地方公共団体の環境影響評価関連条例及び事業者のとも連携して、環境影響評価の適正な運用に努めるとともに、環境影響評価の実施後も、手続等を活用し、意見を述べた事業等について適切なフォローアップを行います。また、「環境影響評価法」のの事業についても情報収集に努め、必要に応じて、事業計画等に際してのを促進させる方策を検討する。

- ① 自主的な取組
- ② 配慮書
- ③ 環境大臣
- ④ 対象外
- ⑤ 環境配慮

Ⅱ-1-04 風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン(2020年4月)に基づき、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとされている次の要件のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- ② 参考項目に関する環境影響の程度が明らかでない場合、リプレース前の風力発電所による環境影響が把握されていれば、環境影響評価の合理化が可能であること。
- ③ 類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
- ④ 調査の手法については、参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な手法で収集できることが明らかであること。
- ⑤ 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が、相当期間存在しないことが想定されること。

Ⅱ-1-05 風力発電事業における立地選定の考え方について、立地の適否・優先順位の検討において、検討される項目として、次の記述のうち最も不適当なものを選びなさい。

- ① 立地不可地域の排除
- ② 事業条件に関わる地域特性確認
- ③ 反射光による生活環境への影響
- ④ 自治体意向確認
- ⑤ その他の社会特性の確認

Ⅱ-1-06 最近の環境アセスメントをめぐる国の取組みとして、次の記述のうち誤っているものを選びなさい。

- ① 2021年6月に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、環境省・経産省で検討が始められ、現行制度の課題が整理され、新制度の大きな枠組みが取りまとめられた。
- ② 洋上風力発電について、関係省庁とも検討を行い、環境省として新たな環境影響評価制度の方向性が取りまとめられた。
- ③ 「環境影響評価法」に基づく事業者の環境図書の縦覧・公表について、法定期間を過ぎた場合においても閲覧できるように事業者の任意の協力を得て、環境省ホームページでの掲載を進めている。
- ④ 「環境影響評価法」による審査案件は、2023年3月末までに849件の手続きが実施されているが、近年の特徴として発電所案件がその8割を占めており、大臣意見・助言の内訳をみると、556件と風力発電が大部分を占めている。
- ⑤ 質の高い環境影響評価を効率的に進めるために、環境影響評価に活用できる土地の環境基礎情報を収録した地域環境基礎情報システム”IMIDAS(イミダス)”において、情報の拡充や更新を行い、洋上風力発電案件の基礎調査に活用されている。

Ⅱ-1-07 次の事柄と法律との組合せとして、誤っているものを選びなさい。

- ① ペットボトルの再商品化：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」
- ② 小型二次電池の回収・再商品化：「資源有効利用促進法」
- ③ パソコンの再資源化：「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」
- ④ 衣類乾燥機の再商品化：「特定家庭用機器再商品化法」
- ⑤ 廃タイヤの適正処理：「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

Ⅱ-1-08 「環境基本法」の環境基準に関する次の記述のうち、下線を付した箇所のうち、誤っているものを選びなさい。

政府は、①大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で ②達成されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの ③政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの ④その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域その地域又は水域が属する ⑤都道府県の知事
以下、略

Ⅱ-1-09 民間資金を環境分野に誘引する観点から、金融機関を活用して、環境負荷低減のための事業への投融資を促進するほか、環境配慮に取り組む経済主体などの支援施策も積極化している。金融を通じたグリーンな経済システムの構築に関連する以下の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

① ESG金融とは、環境・社会・企業統治といった非財務情報を考慮する投融資のことである。

② GX（グリーン・トランスフォーメーション）とは、我が国における温室効果ガス削減目標の達成に向けた取り組みなどを経済成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた経済社会システム全体の変革をいうと GX 基本リーグ構想で定義している。

③ 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）では、自然資本に関する情報開示ルールを定めている。

④ 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は、金融安定理事会の下に設置された作業部会であるが、投資家等に適切な投資判断を促すため、気候関連財務情報の開示を企業等に求めることを目的としている。国別賛同企業数の第一位は、イギリスである。

⑤ 環境省は、サステナビリティ・リンク・ボンド等のガイドラインを策定し、グリーン性の判断基準の明確化や資金調達者による市場説明の強化等を行い、利便性の向上とグリーンウォッシュ防止の双方に対応している。

Ⅱ-1-10 我が国は、パリ協定の 1.5℃目標の達成を目指し、炭素中立(カーボンニュートラル)型経済社会への移行を加速させている。GX(グリーン・トランスフォーメーション)を柱として推進するうえで、次の記述のうち、内容的に誤っている項目を選びなさい。

- ① GX 推進法
- ② 国際的イニシアティブ RE2050
- ③ 成長志向型カーボンプライシング構想
- ④ 強靱なエネルギー需給構造への転換の実現
- ⑤ 再生可能エネルギーの主力電源化

Ⅱ-1-11 「環境影響評価法」の環境アセスメントの対象となる事業に関する次の表のうち、誤っているものを選びなさい。

	対象事業	第一種事業
①	一般国道	4 車線以上・10km 以上
②	ダム、堰	湛水面積 100ha 以上
③	地熱発電所	出力 1 万 kW 以上
④	風力発電所	出力 1 万 kW 以上
⑤	廃棄物最終処分場	面積 30ha 以上

Ⅱ-1-12 「環境影響評価法」第3条の3の配慮書の作成等について、計画段階環境配慮書に記載すべき事項としての次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 第一種事業の目的及び内容
- ② 第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に居住する者の氏名及び住所
- ③ 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- ④ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- ⑤ 配慮書の案についての意見を求めた場合における関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要

Ⅱ-1-13 「環境影響評価法」の方法書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 事業者は、方法書を作成したときは、主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、方法書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。
- ② 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について利用可能な最良の技術の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告しなければならない。
- ③ 事業者は、公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ④ 事業者は、環境省令で定めるところにより、縦覧期間内に、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。
- ⑤ 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて環境省令で定めるものにより、公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

Ⅱ-1-14 「環境影響評価法」第14条第7項の環境影響評価の結果について、準備書に記載すべき事項としての次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 調査、予測及び評価の手法の概要
- ② 予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの
- ③ 環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るもの
- ④ 当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む環境の保全のための措置
- ⑤ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

Ⅱ-1-15 温室効果ガスの排出削減対策に関する次の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

- ① Z E H (ゼ ッ チ) : ネットゼロエネルギーハウス
- ② Z E B (ゼ ブ) : ネットゼロエネルギービル
- ③ グリーンスローモビリティ : 時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス
- ④ CCUS(シーシーユーエス) : 藻場・干潟等の海洋生態系が蓄積する炭素活用
- ⑤ R E D D + : 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等

Ⅱ-1-16 脱炭素社会の実現に向けた政府全体での取組の推進に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 2020 年 10 月、菅義偉内閣総理大臣(当時)は 2050 年までにカーボンニュートラル、すなわち脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。
- ② 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言した。
- ③ 2021 年 6 月、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 54 号)では、グリーントランスフォーメーション(GX)を基本理念として法定化した。
- ④ 2021 年 6 月、『国・地方脱炭素実現会議』では、国民・生活者目線での 2050 年脱炭素社会実現に向けた『地域脱炭素ロードマップ』を取りまとめた。
- ⑤ 2021 年 10 月、『地球温暖化対策計画』、『パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略』を閣議決定し、『日本の NDC(国が貢献する決定)』を国連に通報した。

Ⅱ-1-17 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。
- ② 地球温暖化が更に進行するにつれ、極端現象の変化は拡大し続ける。
- ③ 人間活動が19世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い。
- ④ 地球温暖化が0.5℃進行するごとに、熱波を含む極端な高温、大雨、一部地域における農業及び生態学的干ばつの強度と頻度に、明らかに識別できる増加を引き起こす。
- ⑤ COP26より前に発表された各国が決定する貢献(NDC)の実施に関連する2030年の世界全体のGHG排出量では、21世紀中に温暖化が1.5℃を超える可能性が高いと見込まれている。

Ⅱ-1-18 環境配慮の主流化に向けた取組みに関する次の語句の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

- ① グリーンプリンシプル：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」
- ② 環境配慮契約：「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」
- ③ 環境ラベリング：エコマーク制度
- ④ 環境マネジメントシステム：エコアクション14001
- ⑤ 環境報告：「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」

Ⅱ-1-19 消費者が環境負荷の少ない製品を選択できるようにするための環境表示情報に関して、～に入る語句のうち、誤っているものを選びなさい。

ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を整備するは、タイプⅠ環境ラベル(ISO14024 準拠)である。2023年3月31日時点で対象商品類型数は74、認定商品数は5万389である。

『環境ラベル等データベース』では、であるタイプⅡ環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等の各ラベリング制度の情報を整理・分類して提供している。

製品の環境負荷を定量的に表示する環境ラベルとしてはがあり、複数影響領域を表すタイプⅢ環境ラベル(ISO14025 準拠)のと、地球温暖化の単一影響領域を表す (ISO/TS14067 準拠)の2通りの宣言方法がある。

- ① エコマーク制度
- ② 事業者の自己宣言による環境主張
- ③ SuMPO 環境ラベルプログラム
- ④ エコリーフ
- ⑤ カーボン・オフセット

Ⅱ-1-20 環境統計の整備と提供に関して、次の語句説明のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 『環境省データマネジメントポリシー』：2021年3月、環境情報に関するオープンデータの取組の強化を図るため、必要な情報システム・体制を確保し、データの標準化や品質向上を組織全体で図るなどのデータマネジメントを推進することを目的に策定された。
- ② 『環境データショーケース』：2022年3月、環境データのオープン化のための[場]であり、環境データ公開の一元的ポータルサイトとして開設された。
- ③ 『環境虫メガネ』：地理情報システム(GIS)を用いた『環境GIS』により、環境の状況や環境研究・環境技術などの環境情報が整備され、視覚的に分かりやすく提供されている。
- ④ 『海洋状況表示システム(海しる)』：関係府省・機関が収集した、衛星情報を含め広範な海洋情報が集約・共有されている。
- ⑤ 『インターネット自然研究所』：全国の国立公園等のライブ画像の配信により、全国各地の様々な自然情報が安定的に継続して提供されている。

＜共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理等＞

Ⅱ-2-21 ヒヤリハットに関する次の記述のうち、最も適切なものを選びなさい。

- ① 定例会議で、ヒヤリハットに関する事例報告があがっていたが、特に重大な内容ではなく件数も少なかったので気に留めなかった。
- ② ヒヤリハット報告に対する改善方法の対策会議は、多様な事例が集まった方が参考になるので、定期的に1年に1回開催することとした。
- ③ ヒヤリハット事例の多い組織は、重大な事故につながる前に職員の役職、技術力、経験年数にかかわらず全員で早期に改善を行うべきである。さらに、情報を水平展開して全員の共有とすることが重要である。
- ④ ヒヤリハットの報告内容によっては、報告者の責任を厳しく追及することにより周りの安全意識の向上に役立てる。
- ⑤ ヒヤリハット報告は、当該の事由が発生した部署のトップシークレットなので、社内の他の部署には情報を公開すべきではない。

Ⅱ-2-22 「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という）に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 「個人情報保護法」の取扱いで適用対象から除外されているのは、政治、報道、著述、研究、宗教に関する事項である。
- ② 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合、委託元自身が十分な情報管理を行う責任がある。
- ③ 「個人情報保護法」は、平成15年に成立し情報倫理の基本となっている。
- ④ 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合、委託元自身が十分な管理を行うことはできないので、委託先に責任がある。
- ⑤ 「個人情報保護法」は、インターネット上の情報や大量個人情報の取り扱いの面に注目が集まっているが、環境アセスメントの調査業務においても十分注意が必要である。

Ⅱ-2-23 「知的財産の権利を保護する法令」に関する次の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 特許権：「特許法」
- ② 著作権：「著作権法」
- ③ 実用新案権：「実用新案法」
- ④ 意匠権：「意匠法」
- ⑤ 営業秘密：「商標法」

Ⅱ-2-24 著作権に関する次の記述について、最も適切なものを選びなさい。

- ① 著作権の消滅は、著作者の死後 50 年である。
- ② 著作物を引用する場合、引用した著作物の出所を明示する。
- ③ 環境影響評価図書に記載する地図について、国土地理院が作成した地図を複製して利用する場合は許諾が必要であるが、地方公共団体が作成しインターネットで公表している地図についての許諾や出典の明示は不要である。
- ④ 委託契約において、報告書の著作権は引き渡し時に発注者に有償で譲渡される。
- ⑤ 委託契約において報告書の著作権は受託者にあり、引渡し時に発注者に有償で譲渡することができる。

Ⅱ-2-25 入札又は契約に関する次の記述のうち、最も不適切なものを選びなさい。

- ① 一般競争入札方式：発注者が業務の概要などを公告し、事業の入札に参加を希望するすべての者により競争させ、最も低価格の入札者を落札者とする方式である。競争に参加する者の資格要件の制限が困難であることから、ダンピング受注が起こりやすいといわれており、最低制限価格を設けている場合もある。
- ② 随意契約方式：発注者が特定の企業等と交渉した上で契約する方式である。業務の性質又は目的が競争を許さない場合、災害時など緊急の必要がある場合、競争に付することが不利と認められる場合において適用される契約方式である。近年、競争性の確保の観点から随意契約方式の総点検、見直しが進められている。
- ③ プロポーザル方式：複数の者に発注業務に関する企画提案を求め、提出された企画提案の内容について審査し、最も優れた内容の企画提案を行った者と契約する方式である。
- ④ 指名競争入札方式：業務の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で、一般競争に付する必要がある場合、及び一般競争に付することが不利と認められる場合に用いられる。発注者が指名した複数の企業等に競争させ、最も低価格の入札者を落札者とする方式である。この方式は、競争参加者が限定され、参加者名も明らかになることから談合が行われやすいため、一般競争入札への転換が行われている。
- ⑤ 総合評価落札方式：価格のみでなく技術的要素等の評価を行うことが重要である業務について、技術提案と価格提案を併せて提出させ、技術点と価格点を合計して総合評価して落札者を決定する方式である。入札価格が予定価格を超えていると、価格点は減点される。

Ⅱ-2-26 環境アセスメント業務の積算方式の考え方について、次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 技術業務に従事する技術者の直接人件費を算出するための基準日額人件費は、給与、社会保険料の会社負担分、賞与、年間に払われる退職金を合計した額を、稼働日数で割って算出した額である。
- ② 直接経費は、直接必要な費用のことであり、消耗品費、電算機使用料、会議室借上費、委員会手当、旅費・交通費、印刷・製本費等が含まれる。
- ③ 調査業務費は、管理された機器類を使用して大気質、騒音等の測定を行う現場作業の費用であり、測定した結果の集計や整理、分析のための費用は技術業務費に含まれる。
- ④ 一般管理費等は、企業の経営管理とその活動に必要な経費であり、建物・土地の賃借料、什器備品等の償却費、光熱水費、広告宣伝費等で、業務価格に占める一般管理費等の比率を用いて算出する。
- ⑤ その他原価は、当該業務に係る間接原価と積上計上以外の直接経費を合わせた費用であり直接人件費とその他原価率を用いて算出する。

Ⅱ-2-27 環境アセスメント士に求められる行動として、次の記述のうち、最も不適切なものを選びなさい。

- ① 環境アセスメント士は、技術は日々変化しているので、常に最新の知識、技術の保持に務める
- ② 環境コンサルタントとして、完成度の高い業務の遂行のため、入札前に受注業務に関心を有する業者等との緊密な情報交換を通じて、蓄積された技術やノウハウの取得を図る。
- ③ 環境コンサルタントとして、社内の複数の専門家に、成果品のチェックを依頼するなどして、完成度の高い業務の遂行に努める。
- ④ 環境コンサルタントとして、社会的規範を逸脱することなく、常に中立公正な立場を堅持することになっているが、発注者の無駄と思われる調査を行わないなど利益向上についても考える必要がある。
- ⑤ 環境コンサルタントとして、依頼者の利益を擁護する立場を堅持するため、業務上知り得た秘密を他に漏らさない。

Ⅱ-2-28 技術者倫理として、「技術士法」に技術者倫理に係る3義務等が定められているが、環境アセスメント士としても同様な義務等を果たすことが要請されている。次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 「技術士法」では、技術士の信用を傷つけ、全体の不名誉になるような行為をしてはならないと規定している。これを信用失墜行為の禁止という。
- ② 「技術士法」では、正当な理由がなく、その業務に関して知りえた秘密を漏らし、または盗用してはならない。それは、技術士でなくなった後も同様とすると定めている。これを技術士の秘密保持義務という。
- ③ 「技術士法」では、技術士はその職務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないようにしなければならないと定めている。これを公益確保の義務という。
- ④ 「技術士法」では、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示するものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならないと規定している。これを名称表示の場合の義務という。
- ⑤ 「技術士法」では、技術士は常にその業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るように努めなければならないと定めている。これを資質向上の責務という。

Ⅱ-2-29 環境アセスメント士に関する次の記述のうち、最も相応しい行動について選びなさい。

- ① 環境アセスメント士は、顧客の利益と公衆の利益が相反した場合には、所属している社の利益を最優先に考えるべきである。
- ② 環境アセスメント士は、顧客から請けた業務を誠実に実施する義務を負っている。顧客の指示が如何なるものであっても、指示どおりに実施すべきである。
- ③ 環境アセスメント士は、職務の遂行にあたり、その目的・方法・成果等について、相手の立場に立って分かりやすく説明する責任がある。
- ④ 環境アセスメント士は、職務上の助言あるいは判断を下すとき、利害関係のある第三者または組織の意見をよく聞くことが肝要であり、多少事実からの判断と差異があってもやむを得ない。
- ⑤ 環境アセスメント士の秘密保持義務は、所属する組織の業務についてであり、退職後においてまでその制約を受けるものではない。

Ⅱ-2-30 次の文章より、環境アセスメント士Yの行動として、最も相応しいものを選びなさい。

環境アセスメント士Yは、A工場の建設計画が、B市環境影響評価条例の対象事業に該当するため、A工場の委託により、Yの会社の上司から、A工場の一連の環境アセスメント手続を行う責任者に任命された。

A工場建設予定地は現在空き地となっており、用途地域は準工業地域である。

なお、隣接地等直近には民家は存在していない。

現況調査の一環としてA工場建設予定地の敷地境界線上で環境騒音の測定を始めたところ、隣接するC工場から、「騒音規制法」に基づく規制基準を大幅に超える作業音が発生し環境騒音値に影響を与えている。

- ① C工場から発生している騒音を含めて環境騒音値として、準備書に現況調査結果として掲載する予定でそのまま測定を続行する。
- ② C工場は、規制基準を超えている騒音を発生しているので、このことをB市環境部の騒音担当課に告訴する。
- ③ C工場に対し、現在、環境騒音を測定しているので一時作業を止めてくれるよう交渉する。
- ④ C工場は、規制基準を超えている騒音を発生しているが、準工業地域で、今のところ近隣には一般住宅はない。このため騒音問題は発生しておらず法令違反ではない。しかしながら将来A工場が稼働した際C工場からの騒音の影響が考えられるので、このことをA工場に話をしてC工場と話し合うよう説明する。
- ⑤ A工場建設予定地は、用途地域が準工業地域であり、将来住宅が建築される恐れがある。このことは、住工混在地域の騒音問題に発展する恐れがあり、法・条例の規制対象になる可能性がある。このことを環境アセスメント士の立場からA工場に伝え、防音対策を行う事を強く申し入れると共に、A工場から、C工場にも防音対策を行うように強く申し入れを行う。

以上